

使用済自動車の引取業者である自動車整備事業者 の引取りに関する取組み等について

2008年12月25日

社団法人 日本自動車整備振興会連合会



1. 社団法人日本自動車整備振興会連合会の概要

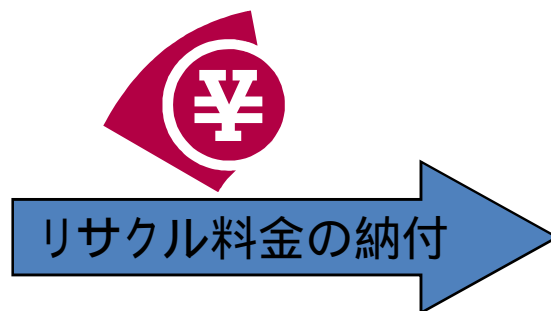
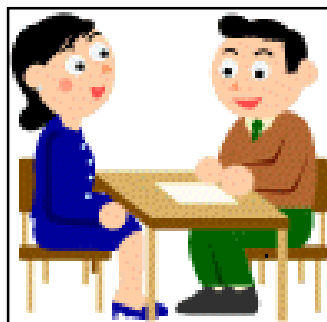
- 事業目的... 自動車の適正な点検・整備を通じて、くるま社会の安全確保、環境の保全を図るため、自動車の整備に関する設備の改善及び技術の向上等を促進し、自動車整備事業の健全な発展に資する
- 正会員数... 53（各都道府県にある自動車整備振興会）
- 特別会員数... 24（国内自動車メーカー等）
- 自動車整備事業場数...約90,000（平成20年3月末）
- 根拠法律...道路運送車両法

2. リサイクル料金預託台数等 (平成17年1月～平成20年1月)

- ・ 預託台数...約8,600万台(うち、継続検査時預託約6,305万台)
- ・ 預託金額...約8,418億円(うち、継続検査時預託約6,082億円)

台数で73.4%、金額で72.3%が継続検査時に預託

- ・ 継続検査時預託については、その大部分をユーザーの依頼を受けて自動車整備事業者が代行



3. 整備事業場数と登録事業者数等

- ・自動車整備事業場総数約90,000事業場のうち、平成16年末までに自治体等に引取業者として登録した整備事業場数は約43,000事業場であった。

その後、更新時に更新登録をしない整備事業場もあり減少傾向と史料

- ・年間の使用済自動車の平均引取台数は1事業場当たり30.4台。ただし、整備専門の事業場では18.8台（国交省実態調査(抽出)平成18年7月～平成19年6月）

4. 使用済自動車の再資源化に関する知識 及び能力の向上に係る取組み状況

- ・リサイクル法施行時前後において、JARC講師による講習を整備振興会職員及び引取業者である一部の整備事業者が受講。さらに、未受講整備事業者に対しては、整備振興会職員が講師となり講習を実施し周知



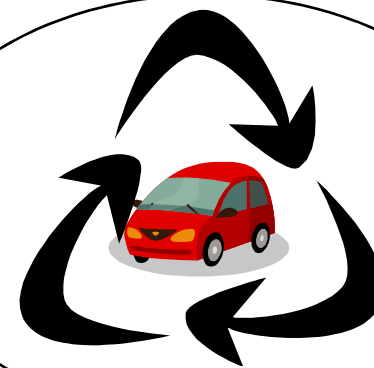
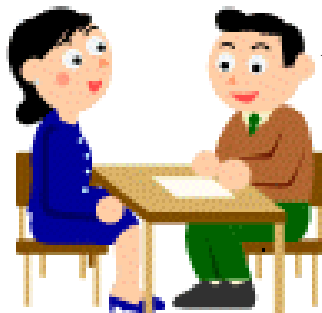
再資源化に関する知識の習得



5. 引取時におけるリサイクル料金の自動車ユーザーへの周知

- ・引取時にリサイクル料金が未預託のユーザーに対しては、継続検査時預託の経験を生かし、リサイクル料金の必要性を説明して対処。ただし、未預託車両の引取りは殆んどない。稀に後付けのエアコンに係るリサイクル料金の預託を引取時に預託する程度と思料

リサイクル料金のユーザーへの周知

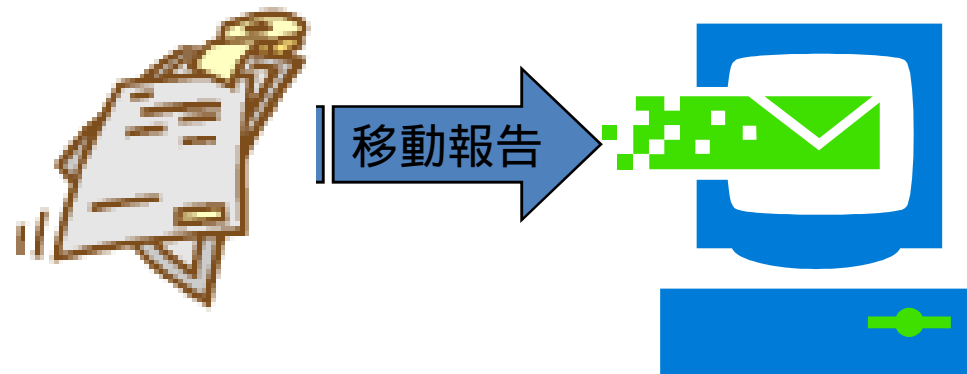


6. 使用済自動車の引取、引渡の実施状況

- ・ユーザーが単独に使用済自動車として整備事業場に持込む例は少ない。持込まれるのは、殆どが車両販売に伴う下取車で、中古車として販売できないと判断したものを、ユーザーの了承を得て使用済自動車として引取り、解体業者に引渡す形態が殆どである
- ・最初から使用済自動車として持込まれる例としては、大きな事故による全損扱いの車両及び低年式車を使用のユーザー（高齢者が多い）が、車両の使用を取りやめる場合等に限られる
- ・下取車を中古自動車として販売する場合には、ユーザーから譲渡証明書の提出を受けて行う

7. 電子マニフェストシステムの登録及び移動報告の実施状況等

- ・引取業者である整備事業者の本業は自動車の点検整備である。使用済自動車の発生が、車両販売に伴うことが多いことから、他の引取業者に比べ整備事業場での引取台数が少ないと思料。その結果、電子マニフェストによる移動報告も多くない。なお、電子マニフェストシステムの使い勝手については、習熟もあり、現時点では特段問題はない



8. 3Rの推進状況

- 自動車整備の部品交換時において、新品部品またはリサイクル部品の選択は一般的にユーザー自身が行う。整備事業者は、リサイクル部品に関する情報をお伝えし、ユーザーの判断を仰いでいる
- このため、リサイクル部品を普及するためには、ユーザーに正しくリサイクル部品について理解して頂くことが必要である
- 日整連では平成15年度と平成19年度にユーザー説明用パンフレットをそれぞれ10万部作成し、全整備事業場に配布してリサイクル部品の普及促進を図っている



配布



- 整備事業者が、リサイクル部品の取り扱いを拡大するためには、次について一層の改善が必要

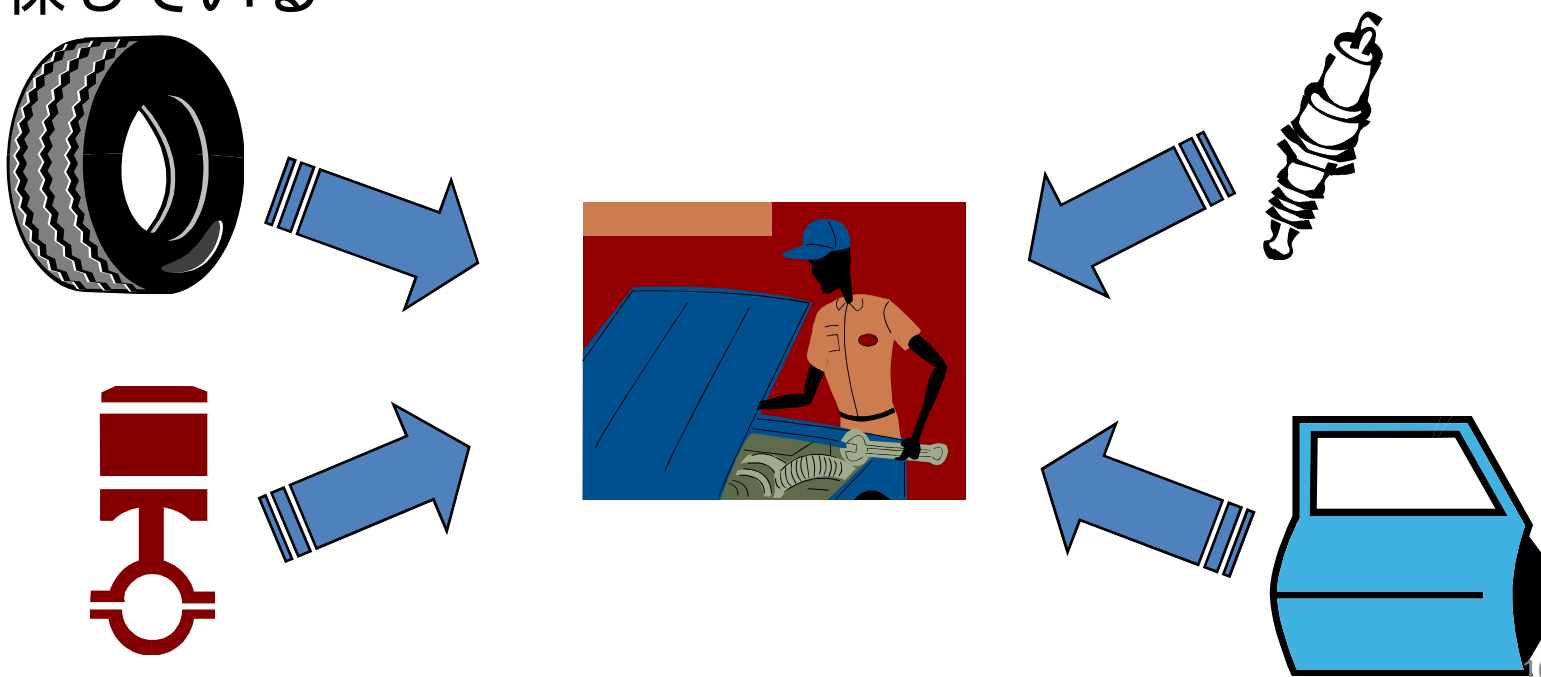
豊富な品揃え（必要な部品の在庫がない場合がある）

品質保証の充実（特に機能部品）

低価格（新品との価格差）



- リサイクル部品を扱っている整備事業場は9割を超えている（国交省実態調査（抽出））
- 部品流通ネットワークの統一については、現状を可とする整備事業者と一元化を望む整備事業者の両方いるが、殆どの整備事業者は複数のリサイクル部品入手ルートを確認している



9. 将来の自動車リサイクル制度のあるべき姿

- 制度施行により、不法投棄車両が激減しており、大きな成果があったと評価。しかし、鉄等の資源価格が低下しており、今後も自動車リサイクル制度が十分機能するか問われるものと思料
- 整備事業者はユーザーの依頼を受けて自動車重量税の還付手続きを代行しているが、その際の必要書類の簡略化を望む整備事業者がいる

10. その他

- ・ 整備事業者は、道路運送車両法の認証に基づき事業活動を行っており、また、顧客も固定客が多い。そのため、事業は信用第一を旨としており、長年築いてきた信用を失うような行為を望まない。出処不明な部品（中古のエアバック等）については、機能や作動が確実に行われるか不安であり、使用しないとしている整備事業者が多い
- ・ 現在認められていない使用済自動車からの部品取りについて、ユーザー利便向上の観点から認めてほしいという整備事業者がいる（特に離島等）

以上